

保 護 者 様

令和 6 年 9 月 4 日

大阪市立淀川中学校  
校 長 堤 宏

## 令和 6 年度就学援助費の支給等について

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、各ご家庭より申請されました就学援助（一般 1・一般 2）につきまして、審査の結果、教育委員会から「認定」と通知があったご家庭について、今年度の就学援助費の支給予定日等を次のとおりお知らせします。

記

### 1 支給予定日及び支給金額

(1) 認定通知までに納入済の金額を支給します。

支給内容 支給予定日	学校教材費等 (生徒費)	一泊移住・修学旅行費 (積立金) 〈※ 1〉	入学準備補助金 〈※ 2〉
10月 7日 (月)	8月分まで	一泊移住・修学旅行 実費額	63,000 円

〈※ 1〉 一泊移住・修学旅行の実費額は、行事実施後に配付する決算報告書をご覧ください。

〈※ 2〉 4月 1 日付認定の 1 年生を対象に定額支給します。

(2) 学校徴収金に未納がある場合は、未納分を差し引いた金額を支給します。

(3) 生活保護法による教育扶助を受給されている方は、3 年生の修学旅行実費額のみ支給します。

(4) 随時申請で認定の方は、認定日以降に購入した学校教材費等（生徒費）の実費額と認定日以降に実施された一泊移住・修学旅行費の実費額を支給します。

(5) 早期 1・早期 2 申請で認定の方は、一泊移住・修学旅行費の実費額のみ支給します。

### 2 就学援助認定後の学校徴収金の取扱い

(1) 生徒費の徴収（口座振替）は、9 月分以降行いません。

(2) 積立金（1・2 年生）・PTA 会費については、認定後も徴収（口座振替）します。

※ 次回の口座振替日は 9 月 26 日です。

### 3 学校給食費の取扱い

4 月にお知らせしました「学校給食費の取扱いについて」の文書のとおりです。

「学校給食費額決定通知書」を配付しますが、このことにより、保護者の方に事務手続きが生じたり、学校給食費を納入していただく必要はありません。

### 4 その他

(1) 就学援助費の支給等についての通知は、支給予定日及び支給金額に変更があった場合を除いて今後は行いませんので、この通知は 1 年間大切に保管してください。

(2) 支給内容について、ご不明な点がありましたら 事務室 就学援助担当（電話：06-6928-0001）までお問合せください。

このプリントは、全生徒に配付しています。